

利用料金施設の料金の範囲の見直し（案）

施設の名称	おおいた動物愛護センタードッグラン・多目的広場
-------	-------------------------

・利用料金制を採用する施設は、条例に定める料金の範囲内で、指定管理者が県と協議の上、実際の利用料金を設定します。
 今回の見直しでは指定管理者が物価高騰を踏まえた料金改定を行えるよう、利用料金範囲の上限を改定します。
 ※以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

区分			条例上の料金					
			改定前		改定後（案）		改定見込額	
			下限	上限	下限	上限	下限	上限
ドッグラン	専用使用に供する部分	時間	1,000	3,500	1,000	<u>7,000</u>	0	3,500
	共同使用に供する部分	頭/時間	100	350	100	<u>700</u>	0	350

【備考】

改定前	改定後（案）
1 犬の頭数は、5頭以内とする。	1 （同左）
2 指定管理者の求めに応じてドッグランの専用使用に供する部分の面積の1/2の面積を利用するときの利用料金の額は、当該部分につき指定管理者が定めた利用料金の額に1/2を乗じて得た額とする。この場合、10円未満の端数は、切り捨てる。	2 （同左）

（単位：円）

区分				条例上の料金					
				改定前		改定後（案）		改定見込額	
				下限	上限	下限	上限	下限	上限
多目的広場	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	全部を使用する場合	日	（新設）	（新設）	<u>7,000</u>	<u>20,000</u>	7,000	20,000
		1/2を使用する場合	日	（新設）	（新設）	<u>3,500</u>	<u>10,000</u>	3,500	10,000

【備考】

改定前	改定後（案）
1 （新設）	1 <u>物品の販売その他の営利目的で使用する場合の利用料金の額は、仮設工作物1件ごとに、上記の金額に100円以上350円以下の額を加算した額とする。</u>